

大阪市分別収集計画

(第 5 期)

平成19年6月

大 阪 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）	7

大阪市分別収集計画

1 計画策定の意義

大阪市は、可能な限りごみの発生を抑制する一方で、排出された不用物は再使用やリサイクルにより社会に循環させるとともに、リサイクルやごみ処理の過程においても十分環境に配慮するといった、循環を基調とした「持続可能な循環型都市」の構築に向け、各種施策に取り組んでいるところである。

そうした中で、容器包装廃棄物については重量比で本市の家庭系ごみの約4分の1を占めており、その対策が急務であることから、平成6年10月から市内全域で缶・びん等を対象とした資源ごみ収集を開始し、平成9年10月にはPETボトルを加えたほか、平成13年10月から4区において容器包装プラスチックの分別収集のテスト実施を開始し、平成17年4月には市内全域に拡大を図ったところである。

本計画は、市民・事業者と協働して、容器包装廃棄物の減量・リサイクルを一層推進するためにも、本市が率先して分別収集に取り組むことが重要であることから、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき策定するものである。

2 基本的方向

- 本市は、資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集など、排出された廃棄物のリサイクルを積極的に推進する。
- 本市は、市民・事業者が主体的に、また、協働してごみ減量化の取組を進めるよう積極的に施策を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	159,900t	160,000t	160,000t	160,200t	160,500t

《内訳》

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
主としてスチール製の容器	5,700t	5,700t	5,700t	5,700t	5,700t
主としてアルミ製の容器	1,900t	1,900t	1,900t	1,900t	1,900t
無色のガラス製容器	13,300t	13,300t	13,300t	13,400t	13,500t
茶色のガラス製容器	9,300t	9,300t	9,300t	9,300t	9,400t
その他の色のガラス製容器	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4,100t	4,100t	4,100t	4,100t	4,200t
主として段ボール製の容器	18,500t	18,500t	18,500t	18,500t	18,500t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	28,400t	28,500t	28,500t	28,500t	28,500t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	10,000t	10,000t	10,000t	10,000t	10,000t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	62,700t	62,700t	62,700t	62,800t	62,800t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 市民の自主的な取組の推進

ごみをリサイクルする前に、ごみそのものの発生を抑制することが重要である。ごみの発生を抑制するためには、ライフスタイルの変革など市民の自主的な取組が不可欠であることから、教育、啓発、市民活動への支援などを行なう。

(2) 事業者の自主的な取組の推進

事業者が製品の製造や販売の過程において、ごみの減量化に寄与する自主的な取組を積極的に推進することが望まれるため、情報提供、啓発、働きかけを行なう。また、本市では事業系廃棄物が多量に排出されていることから、排出事業者への減量・リサイクルの指導を積極的に行なう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他の色のガラス製容器	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	5,100t		5,100t		5,100t		5,100t		5,100t	
主としてアルミ製の容器	700t		700t		700t		700t		700t	
無色のガラス製容器	(合計) 6,000t		(合計) 6,000t		(合計) 6,000t		(合計) 6,000t		(合計) 6,000t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	6,000t		6,000t		6,000t		6,000t		6,000t	
茶色のガラス製容器	(合計) 4,200t		(合計) 4,200t		(合計) 4,200t		(合計) 4,200t		(合計) 4,200t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4,200t		4,200t		4,200t		4,200t		4,200t	
その他のガラス製容器	(合計) 2,700t		(合計) 2,700t		(合計) 2,700t		(合計) 2,700t		(合計) 2,700t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,800t	900t	1,800t	900t	1,800t	900t	1,800t	900t	1,800t	900t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	300t		300t		300t		300t		400t	
主として段ボール製の容器	2,600t		2,600t		2,600t		2,600t		2,600t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t		0t		0t		0t		0t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするもの	(合計) 6,200t		(合計) 6,200t		(合計) 6,200t		(合計) 6,200t		(合計) 6,200t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	300t	5,900t	300t	5,900t	300t	5,900t	300t	5,900t	300t	5,900t
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの	(合計) 30,600t		(合計) 30,600t		(合計) 30,600t		(合計) 30,600t		(合計) 30,700t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	30,600t		30,600t		30,600t		30,600t		30,700t	
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別収集基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

- ・ 飲料用紙製容器、段ボール

平成17年度の回収実績×人口変動率

- ・ 上記以外

平成17年度の一般廃棄物収集総量×分別基準適合物の組成割合
×分別の協力率×人口変動率

※人口変動率は、「大阪市基本計画 2006-2015」に基づいて設定

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
2,638,726人 (対前年度比)	2,640,337人 (対前年度比)	2,641,948人 (対前年度比)	2,643,559人 (対前年度比)	2,645,170人 (対前年度比)
100.06%	100.06%	100.06%	100.06%	100.06%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器包装	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)	本市又は許可業者による定期収集	本市又は委託業者
主としてアルミ製の容器包装	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)	本市又は許可業者による定期収集	本市又は委託業者
主として 無色のガラス製の容器包装 茶色のガラス製の容器 その他の色のガラス製容器	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)	本市又は許可業者による定期収集	本市又は委託業者
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く.)	紙パック	本市による拠点回収	本市
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ(缶・びん・PETボトル)	本市又は許可業者による定期収集	本市又は委託業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック	本市又は許可業者による定期収集	委託業者
主として段ボール製の容器	段ボール	住民団体による集団回収	再生資源業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

本市鶴見リサイクル選別センター及び民間リサイクル選別施設を活用するとともに、必要に応じて中間処理施設の整備を検討する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ (缶・びん・ PETボトル)	袋	2tパッカー車	鶴見リサイクル選 別センター・資源 ごみ中継地
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器				
茶色のガラス製容 器				
その他の色のガラ ス製容器				
飲料用紙製容器	拠点回収	—	—	再生資源業者
段ボール	集団回収	—	—	再生資源業者
PETボトル	資源ごみ (缶・びん・ PETボト ル)	袋	2tパッカー車	鶴見リサイクル選 別センター・資源 ごみ中継地
その他のプラスチ ック製容器包装	容器包装プラ スチック	袋	2tパッカー車	容器包装プラスチ ック中継地

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

「大阪市廃棄物減量等推進審議会」の答申を踏まえ、市民と行政が協働した3Rの取組を推進するためのシステムづくりとして、平成15年10月に「大阪市廃棄物減量等推進員」制度を発足しており、「ごみ減量行動計画(アクションプラン)」に基づき、市民の主体的な取組として分別排出や資源集団回収活動の促進を図る。